

2022年11月1日号

厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の勤務期間要件の取扱いが変更になります

---

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.45

---

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の森野でございます。

今回は、「社会保険 被保険者資格の勤務期間要件の取扱い」についてご紹介します。

令和4年10月から短時間労働者の健康保険・厚生年金の適用が拡大されています。

これと同時に、2か月以内の期間を定めて使用される労働者について、社保加入要件の見直しが行われています。

社会保険適用拡大という大きな改正によって、目立たなくなっている改正ですが、しっかりと確認しておきましょう。

2か月以内の期間を定めて雇用される人は、社会保険の適用が除外されますが、

【改正前】

所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、

「その日から」被保険者となります。

↓

【改正後（令和4年10月1日以降）】

実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合には、

「当初の契約期間開始日から」被保険者となります。

具体的には…

令和4年10月からは、雇用期間が2か月以内の場合であっても、以下の場合には雇用期間の当初から被保険者となります。

・就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、

または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

又は

・同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が

更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

調査等で上記に該当するような事案が判明した場合は、最大2年間遡って加入手続きを行う必要があり注意が必要です。正確な事務手続きを心がけましょう。

参考

[日本年金機構\\_厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の勤務期間要件の取扱いが変更になります](#)

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。  
よろしく申し上げます。

---

社会保険労務士法人桑原事務所  
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14  
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)  
FAX:0835-26-0023  
MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---